

社会福祉法人幸和会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幸和会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(常勤役員等の報酬)

第2条 常勤役員等については、当法人職員を兼務し、職員給与を支給していることから本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

但し、職務のため出張したときは、当法人旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(非常勤役員等の報酬)

第3条 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、当法人旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬の支給方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、支払事実が発生したのち、速やかに通貨で本人に直接その全額を支払う。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。
- 3 本人の申し出により、その指定する金融機関の口座に振り込むこともできることとする。

(端数の処理)

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(理事会及び評議員会への出席実費弁償費)

第8条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、次の実費弁償費を支払うことができる。交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。ただし、施設を中心として片道2km以内は支給しない。

【名 称】	【実費弁償費】
理事会出席	5,000円
評議員会出席	5,000円

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

(附則)

この規程は、平成29年6月10日から施行する。

別表第1 (非常勤役員等の報酬)

1. 評議員

	日額
評議員会への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

2. 理事

	日額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

3. 監事

	日額
監事監査等への出席	30,000円
理事会等会議への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円